

新大学構想会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、大阪府市統合本部（以下「統合本部」という。）における決定に基づき新大学構想会議（以下「構想会議」という。）を設置する。構想会議は大阪における公立大学の使命を明確にするとともにその将来ビジョンについて府市統合本部に提言する。

（審議事項）

第2条 構想会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 大阪における公立大学の将来ビジョンの取りまとめに関すること。
- (2) その他統合本部が指定する事項に関すること。

（組織）

第3条 構想会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、別紙の特別顧問及び特別参与（以下「特別顧問等」という。）により構成する。
- 3 座長は、委員の互選によりこれを定める。

（会議）

第4条 座長は、会議を開催し、これを総理する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、府、市、公立大学法人大阪府立大学（以下「府大」という。）及び公立大学法人大阪市立大学（以下「市大」という。）の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 座長は必要があるときはワーキンググループを設置することができる。

（学識経験者等の助言）

第5条 座長は、必要があると認めるときは、審議事項に関する専門的事項について、委員以外の学識経験等を有する者の助言を得ることができる。

（守秘義務）

第6条 特別顧問等は府、市、府大、市大の職員との接触を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第7条 構想会議の庶務は、府府民文化部及び市総務局が担う。

附則

この要綱は、平成24年 月 日から施行する。